

千葉県開発行為等規制細則の一部を改正する規則

○千葉県開発行為等規制細則（昭和四十五年千葉県規則第五十二号）に関する資料

改正後	改正前
<p>（開発行為又は建築に関する証明書の交付の申請） 第十八条 省令第六十条第一項の規定により法第二十九条第一項若しくは第二項、法第三十五条の二第一項、法第四十一条第二項、法第四十二条又は法第四十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書（別記第十三号様式）正本一部副本二部を知事に提出しなければならない。</p>	<p>（開発行為又は建築に関する証明書の交付の申請） 第十八条 省令第六十条の規定により法第二十九条第一項若しくは第二項、法第三十五条の二第一項、法第四十一条第二項、法第四十二条又は法第四十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書（別記第十三号様式）正本一部副本二部を知事に提出しなければならない。</p>